

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準」という。）を満足していない昭和56年5月以前の旧基準で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機として、これらの建築物を現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）及び岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）、熊本地震（平成28年4月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）など、大地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災では、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村の建築物においても地震による大きな被害が発生した。さらに、大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月）においてはブロック塀にも被害が発生した。このように、大地震による建築物等の被害はいつどこで発生してもおかしくない状況である。

また、南海トラフ地震等の大規模地震発生への切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このため、国は地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に法を改正（平成25年11月施行）し、その後平成30年11月に法施行令、また、令和3年12月に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）の改正を行っている。

2 計画の目的

「周南市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本市における建築物の耐震化を促進することを目的とし、平成20年3月に策定した。

その後、平成23年6月に変更し、更に、平成25年5月に法が改正（平成25年11月施行）されたことにより、平成27年9月に変更、また、平成31年3月、令和2年4月に変更している。

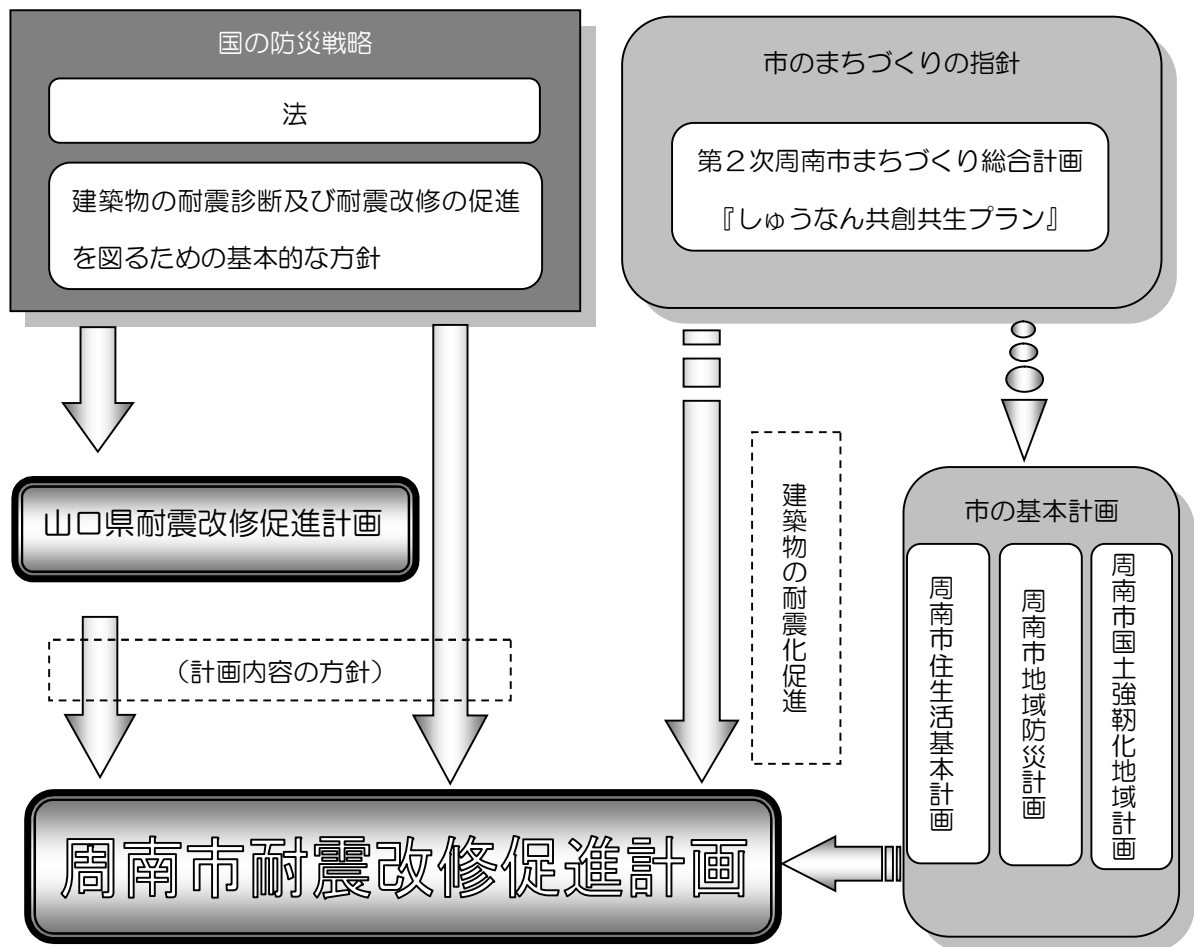
第2節 計画の位置づけ等

1 計画の位置づけ

本計画は、国が策定した基本方針に基づき、市内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「山口県耐震改修促進計画」（平成19年3月策定。令和4年7月最終変更。以下「県計画」という。）を踏まえ策定する。

本市における建築物の耐震化促進にあたっては、平成27年3月に策定された「第2次周南市まちづくり総合計画『しゅうなん共創共生プラン』」並びにこれに基づく「周南市地域防災計画 震災対策編（令和4年5月）」、「周南市国土強靱化地域計画（令和3年3月）」及び「周南市住生活基本計画（平成29年3月）」の関連計画となるものである。（図1）

図1 計画の位置づけイメージ



2 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度までとする。

なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

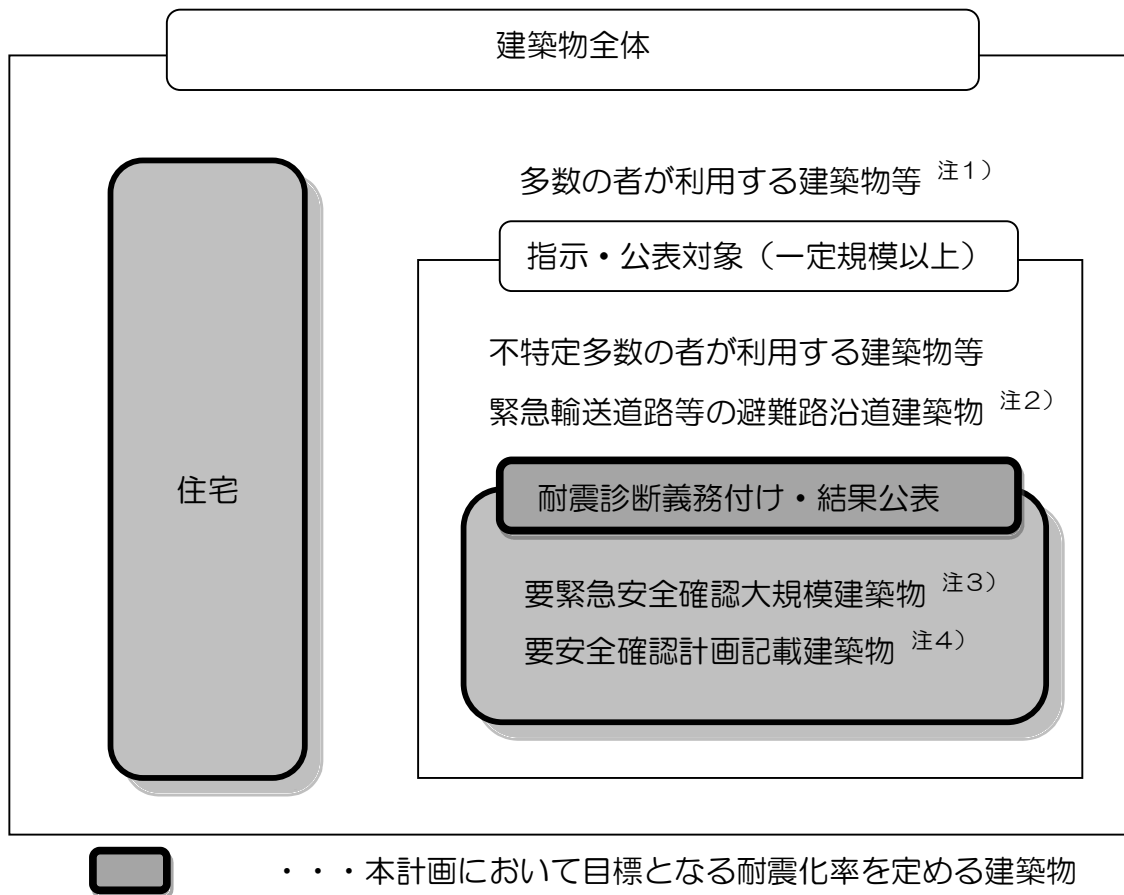
3 対象地域

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するという本計画の目的に鑑み、市内全域を計画の対象地域とする。

4 耐震化の目標を設定する建築物について

耐震化の目標を設定する建築物は、旧基準で建築された耐震性の無い、住宅及び耐震診断義務付け対象建築物とする。（図2）

図2 対象建築物のイメージ



注1) 多数の者が利用する建築物等 (法第14条各号) (表1)

- ①多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- ②一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理を行う建築物
- ③緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

注2) 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 (県：法第5条第3項第2号及び第3号 県は第3号のみ指定 市：法第6条第3項第1号及び第2号 未指定)

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがあるため、特に耐震化を促進すべき建築物の耐震診断を義務付けする路線として県の計画に記載した道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 注5)

注3) 要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第3条第1項各号)

- ①病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物
- ②学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物

③一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵庫又は処理場のうち大規模な建築物

注4) 要安全確認計画記載建築物 (法第7条各号)

防災拠点となる建築物又は緊急輸送道路等の避難路沿道建築物^{注2)}であって、耐震診断及びその結果の報告を義務付けることを県又は市の計画に記載した建築物

注5) 通行障害既存耐震不適格建築物

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれのある既存耐震不適格建築物^{注6)}

注6) 既存耐震不適格建築物

地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

表1 法における規制対象一覧（法第16条を除く）

用途		特定既存耐震不適格建築物（所管行政庁の指導・助言対象）	特定既存耐震不適格建築物（所管行政庁の指示対象）	耐震診断義務付け対象建築物（所管行政庁への耐震診断結果の報告対象）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超） （県指定：法第5条第3項第3号のみ）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超） （現在未指定）
防災拠点である建築物		多数の者が利用する建築物等	多数の者が利用する建築物	耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物 （県指定：大河内市民センター、戸田市民センター）
			要安全確認計画記載建築物	

第3節 想定される地震の規模、被害の状況等

山口県地域防災計画では、主要な断層による地震とその他の断層による地震の被害想定がされている。(以下、1～2について山口県地域防災計画より抜粋)

1 想定地震

(1) 主要な断層による地震

山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層(大竹断層、菊川断層、大原湖断層系)と大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

- ① 南海トラフ巨大地震
- ② 安芸灘～伊予灘の地震、
- ③ 大竹断層(小方～小瀬断層)
- ④ 菊川断層
- ⑤ 大原湖断層系(山口盆地北西縁断層)
- ⑥ 大原湖断層系(宇部東部断層+下郷断層)
- ⑦ 中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁西部～伊予灘)

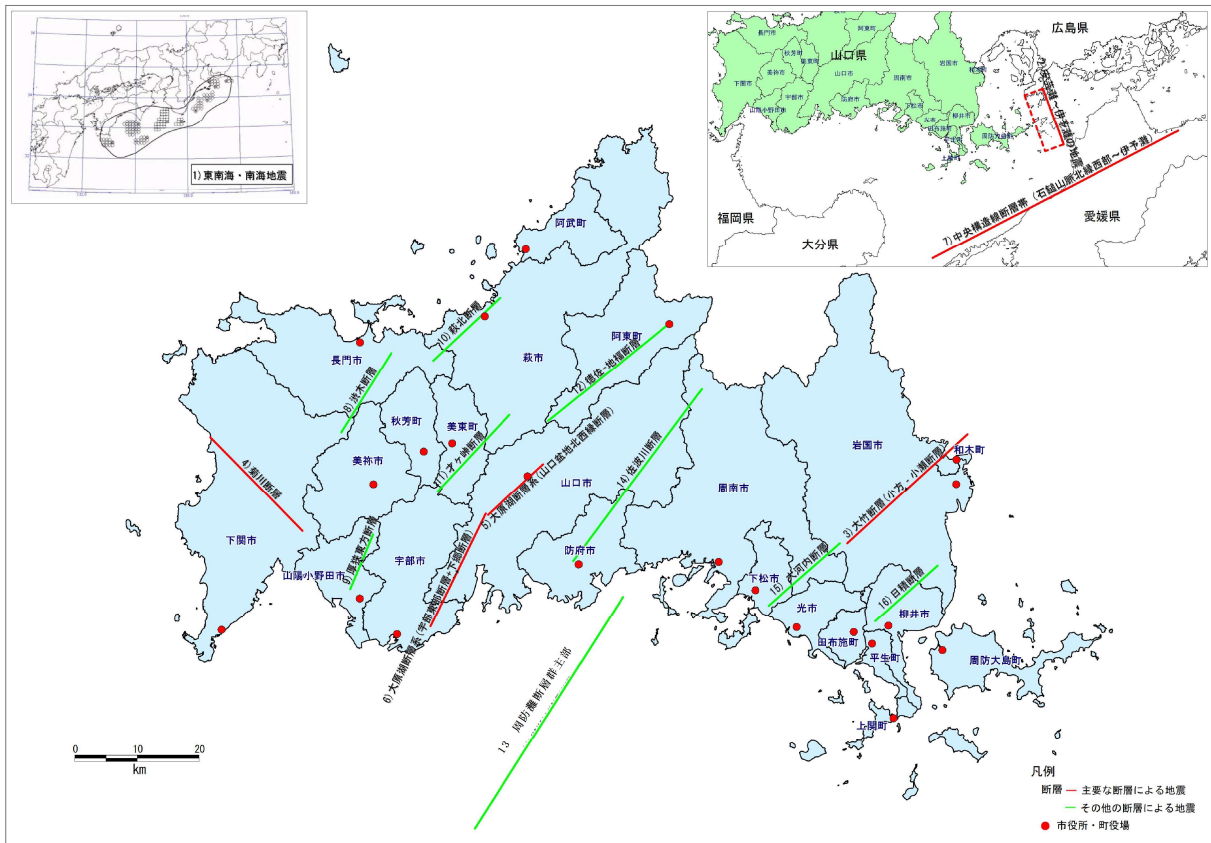
(2) その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。

- ⑧ 渋木断層
- ⑨ 厚狭東方断層
- ⑩ 萩北断層
- ⑪ オヶ峠断層
- ⑫ 徳佐～地福断層
- ⑬ 周防灘断層群主部

- ⑭ 佐波川断層
- ⑮ 大河内断層
- ⑯ 日積断層

図3 想定地震位置図



2 発災季節と発災時刻

(1) 南海トラフ巨大地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する①冬の深夜、②夏の昼、③冬の夕方の3ケースとする。

また、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケースについて被害想定を行った。

表2 風速3m/s、15m/sにおける冬季時間帯、夏季時間帯における被害想定

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。 ・また、津波からの避難が遅れることにもなる。 	夜間人口
②	夏の昼12時 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。 	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

(2) その他の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は市民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる①冬の早朝、②冬の昼、③冬の夕方の3ケースを想定した。

また、風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケースについて被害想定を行った。

表3 風速3m/s、15m/sにおける冬季時間帯における被害想定

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝5時 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。 	夜間人口
②	冬の昼12時 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。 ・外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。 	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。 	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

3 周南市に大きな影響を及ぼす地震による被害想定結果

山口県による被害想定のうち、本市において大きな影響を及ぼす主な地震（南海トラフ巨大地震、大竹断層（小方-小瀬断層）、周防灘断層群主部・大河内断層）の被害想定の結果は以下のとおりである。ただし、発災季節・時刻等の条件は、被害が最大となる場合とする。

表4 周南市における建物及び人的被害想定結果

地震区分	建物被害				人的被害					
	全壊 棟数 (棟)	焼失 棟数 (棟)	出火 件数 (件)	半壊 棟数 (棟)	原因別死者(人)					負傷者 (人)
					建物 倒壊	津波	土砂 災害	火災 その他	計	
南海トラフ巨大地震	128		-	2,286	-	-	-	-	49	4
大竹断層（小方-小瀬断層）	780	272	1	4,209	24	0	20	1	45	439
周防灘断層群主部	1,957	560	2	9,864	72	0	37	2	110	1,103
大河内断層	2,239	308	2	5,613	110	0	25	1	136	832

(令和4年5月 周南市地域防災計画 震災対策編)